

投資信託約款 新旧対照表

新	旧
(運用状況に係る情報の提供) 第 57 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供することができます。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、<u>書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。</u>	(運用報告書に記載すべき事項の提供) 第 57 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、<u>運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</u> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。</u>